

## 認定実務実習指導薬剤師 認定業務移管に関するよくある質問

最終更新日：2022年1月26日

問1	研修センターは2月20日までの受付の為、2月21日以降は協議会へ申請すれば良いのか。	1月25日 更新
回答1	<p>協議会では、令和4年4月以降に認定申請受付を開始しますので、それ以前は、受付いたしかねますのでご了承ください。</p> <p>しかし、令和4年4月（2022年4月）の申請受付開始に先んじて令和4年3月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております（入金により、「審査中」と扱いといたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします）。この取り扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。支払い等に関する詳細につきましては、順次HP等でお知らせいたしますのでお待ちください。</p>	
問2	2月21日以降、協議会での認定申請受付が開始されるまでに、認定期限が切れてしまう場合は、どのようにすればよいか。	1月25日 更新
回答2	<p>更新要件を満たし申請できる方は、なるべく2月20日までに日本薬剤師研修センターへの認定申請を済ませることを強くお勧めします。</p> <p>なお、協議会では、令和4年4月（2022年4月）の申請受付開始に先んじて令和4年3月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております（入金により、「審査中」と扱いといたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします）。この取り扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。支払い等に関する詳細につきましては、順次HP等でお知らせいたしますのでお待ちください。</p>	
問3	第1期から学生を受け入れるが、認定期限が3月31日であるため更新講習会を3月に受講を予定している。この場合、途中で認定期限が切れてしまうが、受け入れは継続して可能か。	1月25日 更新
回答3	<p>協議会では前倒しで入金受付ができるように準備を進めています。</p> <p>入金により、「審査中」との扱いとなり実習生受け入れに支障がないようにする予定です。</p>	
問4	令和4年3月（2022年3月）までに受講した講習会の受講証は4月以降も有効か。	1月26日 更新
回答4	<p>有効です。</p> <p>ただし、更新要件を満たし申請できる方は、なるべく2月20日までに日本薬剤師研修センターへの認定申請を済ませることを強くお勧めします。</p>	